

# 女も男も自分らしく 輝け! なんぶ!

No. 15

隔月でお知らせしています、「輝け!なんぶ!」No.15は、

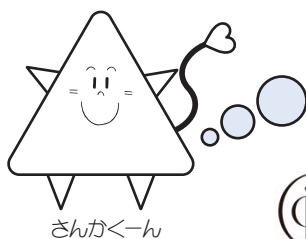
「**あなたが結婚した場合、家事を『夫がするか、妻がするか』**」

南部中学校1年生に聞いてみました。結果は以下のとおりです。ご覧ください。

(単位：%)

No.	項目	夫		夫が主で 妻が時々		半々		妻が主で 夫が時々		妻	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1	食料品・日用品の買い物	0	0	11	5	<b>53</b>	17	25	<b>67</b>	11	11
2	食事の準備・調理	0	0	4	5	29	5	<b>42</b>	<b>56</b>	25	34
3	食事の後片付け	29	0	<b>32</b>	17	18	<b>44</b>	14	28	7	11
4	洗濯(洗う)	4	17	4	6	25	<b>33</b>	<b>42</b>	22	25	22
5	洗濯(干す・取り込む)	0	0	25	11	25	<b>39</b>	<b>39</b>	28	11	22
6	洗濯(畳む・収納する)	7	0	11	10	<b>46</b>	17	14	<b>56</b>	22	17
7	部屋の掃除	11	6	3	11	<b>50</b>	<b>61</b>	25	16	11	6
8	風呂・トイレの掃除	18	17	<b>25</b>	<b>39</b>	21	22	21	22	15	0
9	ゴミ出し	<b>36</b>	28	32	<b>44</b>	28	28	0	0	4	0
10	家計の取り仕切り	11	22	4	6	<b>29</b>	17	14	11	42	<b>44</b>
11	乳幼児の世話	4	0	0	6	39	33	<b>50</b>	<b>44</b>	7	17
12	子どもの保育園・幼稚園の送迎	4	6	18	11	28	39	<b>36</b>	<b>44</b>	14	0
13	子どもの学校行事への参加	7	0	11	6	<b>68</b>	<b>50</b>	7	28	7	16
14	子どもの精神的な悩みの相談	7	0	11	0	<b>53</b>	28	18	28	11	<b>44</b>
15	老人の世話・介護	4	0	21	6	<b>61</b>	<b>55</b>	7	33	7	6

次世代を担う中学生世代は、「家事を半々で分担しよう」と考えていることがわかりました。特にその傾向は男子に強いようです。あなたの家庭ではどうですか?



~南部町男女共同参画審議会~

## 春季全国火災予防運動実施 (3月1日(日)から3月7日(土)まで)

### 全国统一標語『ひとつずつ いいね!で確認 火の用心』

令和2年春季全国火災予防運動が実施されます。火災が発生しやすいこの時期、ご自宅の防火対策は万全か、普段の生活の中で火災の発生に繋がる危険な習慣はないか、今一度ご確認をお願いします。

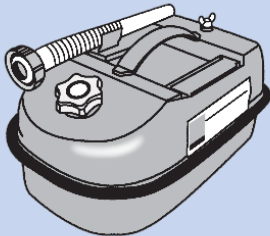
#### 《3つの習慣》

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 《4つの対策》

- ① 万一の火災の早期発見、早期避難のために【住宅用火災警報器】を設置する。(平成18年6月1日施行)
- ② 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、【住宅用消火器等】を設置する。また、設置済みの消火器本体表示を確認し、使用期間または使用期限が過ぎていれば新しいものと交換する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

## ガソリンを携行缶で購入する場合 身分証の提示等が必要となります。



#### ➤ なぜ必要(義務化)となったの？

- 令和元年7月18日、京都府京都市伏見区で発生した爆発火災を受けて、ガソリンスタンドではガソリンを容器(携行缶)に詰め替えて購入する者に対して次の2点を確認し、販売記録の作成を行うこととされました。(令和2年2月1日施行)

#### ① 身分証の提示を求め本人確認 ② ガソリンの使用目的を確認

※ 拒否した場合には容器(携行缶)に詰め替えたガソリンの購入が出来ません。

#### ➤ セルフ方式のガソリンスタンドでは？

- セルフ方式のガソリンスタンドでは、従来から顧客自らが容器に詰め替えて購入することは禁止されております。
- 必ず従業員に声をかけ、①・②を示した上で従業員に詰め替えを依頼しましょう。

## 重要 消防法令違反対象物の公表制度が始まります。

- 峡南(広)消防本部では、令和2年4月1日より管内の危険性・悪質性が高いとされる『重大な消防法令違反(以下重大違反)対象物』を住民の皆様に公表する制度が始まります。これにより、普段利用する建物や近所の建物が「防火上安全な建物なのか。消防法令違反の建物ではないか。」誰でも確認できるようになります。
- 公表対象は、避難・初期消火に特に有効な自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備が未設置の建物です。※ 旅館、飲食店、病院など不特定多数の者が利用する建物が公表対象となります。工場等は現在検討中です。
- 公表は峡南(広)消防本部のHP (<http://www.kyonan.jp/70shobo/>) または、当組合の掲示板をご確認ください。利用する建物が「危険性・悪質性の高い建物ではないか。」皆様自身で安全性をしっかりと確認しましょう。

◆ ご不明な点がございましたら、消防本部までお問合せ下さい。

峡南(広)消防本部 ☎055-272-1919 (代表)